

(一社)大洗観光協会公式サイトに掲載するバナー広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大洗町の観光事業の振興を図るため、一般社団法人大洗観光協会（以下「協会」という。）が開設する公式サイトに掲載するバナー広告に関し、町内を中心とした事業所等から広告を募集、周知することにより、自主財源を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の定義)

第2条 バナー広告とは、広告依頼主が指定したサイトに直接移動（ジャンプ）させるための広告画像を言う。

(掲載位置)

第3条 バナー広告は、協会公式サイトトップページ内の定められた位置に掲載するものとする。

(掲載期間、件数、掲載料金及び規格)

第4条 広告を掲載する期間は、3ヶ月及び6ヶ月、12ヶ月とする。

2 協会公式サイトトップページにおける広告枠数は最大12枠とする。

3 広告の掲載料及び規格は次のとおりとする。ただし、協会会員については新規掲載に限り、新規掲載料を適用する。

掲載料金			
期間	協会会員	協会会員(新規掲載)	協会非会員
3ヶ月	20,000円	15,000円	80,000円
6ヶ月	40,000円	30,000円	140,000円
12ヶ月	70,000円	60,000円	240,000円

規格(サイズ・形式)	
縦	40Pixel
横	156Pixel
対応形式	JPEG/ GIF /PNG
データ容量	8キロバイト以下

4 バナー広告の掲載申込みが、前項に規定する枠数を超えたときは、申込み順とする。

5 バナー広告は、掲載依頼者が作成し、協会で広告を公式サイトに掲載する。

6 バナー広告を協会で制作する場合、1点10,000円(会員は無料)とする。

(掲載料金の支払い)

第5条 利用者(広告依頼主)は、協会の請求に基づき、第4条3項に掲げる掲載料を支払うものとする。

(バナー広告の停止)

第6条 協会は次の各号に該当する場合は、利用者（広告依頼主）に連絡することなく、公式サイト又はバナーを停止することができる。

- (1) 天災、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合
- (2) 電気通信設備の保守、または工事上やむを得ない理由が生じた場合
- (3) 電気通信設備の障害、その他やむを得ない理由が生じた場合
- (4) 法令による規制、司法命令等が適用された場合
- (5) 利用者（広告依頼主）が協会の利益に反する行為を行う恐れのある場合
- (6) 利用者（広告依頼主）がこのバナー広告取扱基準の何れかの条項に違反した場合

2 前項第1項から第3項に該当した場合及び協会の都合により広告掲載期間内に公式サイトまたはバナー広告を停止したときは、その停止期間に応じ、次の通り掲載期間の延長をする。

停止した時間	延長する日
3時間以上24時間未満	1日
24時間以上	停止した日数

3 前項により掲載期間が延長された場合、第4条第4項の申込み待ちの利用者（広告依頼主）の掲載開始日も延長する日分繰り下げられる。

（利用対象）

第7条 掲載できるバナー広告は、観光及び産業等に関連したものであって、その範囲は次の各号に該当しないものとする。

- ・政治・宗教に係るもの
- ・風俗営業・貸金業に係るもの
- ・賭博・ギャンブルに係る業種又は事業者
- ・法律に定められない医療類似行為を行う事業者
- ・意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- ・虚偽または誇大、若しくは紛らわしい表現により誤解又は不利益を与える恐れのあるもの
- ・美観を害するもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- ・大洗町及び周辺地区の観光事業の品位を損なう恐れのあるもの
- ・当協会の業務に支障となる恐れがあるもの
- ・以上に掲げるもののほか、大洗観光協会が不相当と認めるもの

4 次の各号に掲げるものは、広告の掲載を申し込む広告主としないことができる。なお、広告の掲載期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したもの
- (2) 茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者（暴力団、暴力団員等）

5 掲載する広告の内容等に係る一切の責任は、掲載者が負うものとする。

(広告掲載の優先順位)

第8条 掲載期間終了後、引き続き掲載申込があったバナー広告については、優先的に掲載を行うものとし、その取り扱いについては、継続掲載年数が多い順に掲載する。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 バナー広告の募集は、協会公式サイトなどで公募する。

2 バナー広告の掲載希望者は、(一社)大洗観光協会公式サイトバナー広告掲載申込書により協会に申し込むものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は協会が別に定める。

付 則

この基準は令和3年4月1日から施行する。

(一社) 大洗観光協会公式サイト バナー広告掲載申込書

(一社) 大洗観光協会 殿

申込者

住 所 (所在地)

氏 名 (名称)

電 話

F A X

担当者

URL http

E-mail

@

(一社) 大洗観光協会公式サイトに掲載するバナー広告の取扱基準に基づき、バナー広告を申請します。

■掲載期間 (番号を○で囲み、希望日をご記入してください)

(1) 3 か月 (希望掲載期間: 令和 年 月 日～令和 年 月 日)

(2) 6 か月 (希望掲載期間: 令和 年 月 日～令和 年 月 日)

(3) 1 2 か月 (希望掲載期間: 令和 年 月 日～令和 年 月 日)

(一社) 大洗観光協会

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8249-4

TEL. 029-266-0788 FAX. 029-266-0134

E-mail info@oarai-info.jp